

# レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針の一部の改正について（案）

平成 30 年 6 月 15 日  
健康局結核感染症課

## 1. 改正の趣旨

- レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針（平成 15 年厚生労働省告示第 264 号）は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成 11 年厚生省告示第 115 号）に基づき、レジオネラ症の感染源となる設備において講ずべき衛生上の措置を示し、レジオネラ症を予防することを目的として定められた指針である。
- 平成 29 年度、高齢者施設において、加湿器内の汚染水のエアロゾル（目に見えない細かな水滴）を吸入したこと等が原因とされるレジオネラ症の感染事例が報告されたことを踏まえ、加湿器の衛生上の措置について明記するための改正を行うもの。

## 2. 改正の概要

- 新たに加湿器による衛生上の措置に関する項目を設け、エアロゾルを発生させる加湿器の衛生上の措置に関する基本的考え方、構造設備上の措置及び維持管理上の措置について定める。
- その他所要の改正を行う。

## 3. 根拠法令

- 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針第 9 の 2 の 3

## 4. 告示日及び適用期日

- 平成 30 年 8 月上旬（予定）